

平成 30 年度 神奈川県高等学校軽音楽連盟

## 定 期 顧 問 総 会

日 時 平成 30 年 5 月 16 日 (水) 17:00～

場 所 相模女子大学 3 号館 314 教室

### 報告事項

- 1 平成 29 年度決算

### 協議事項

- 1 平成 30 年度役員について
- 2 平成 30 年度予算案
- 3 その他

平成29年度 神奈川県高等学校軽音楽連盟決算

1. 収入の部

項目	予算額	決算額	差額	備考
前年度繰越金	581,208	581,208	0	
加盟金	950,000	940,000	△ 10,000	10,000円×94校
軽音楽コンテスト参加費	1,200,000	1,055,000	△ 145,000	5,000円×211組
軽音楽コンクール参加費	300,000	302,000	2,000	2,000円×151組
雑収入	12	11	△ 1	預金利息等
計	3,031,220	2,878,219	△ 153,001	

2. 支出の部

項	目	節	予算額	決算額	差額	備考
運営費	事務局経費	備品費	100,000	5,495	94,505	
		消耗品費	20,000	5,362	14,638	プリンタインク、封筒、名刺
		事務連絡費	3,000	3,017	△ 17	郵送費等
		情報公開費	35,000	30,726	4,274	公式webサーバー利用料
	事務局経費計		158,000	44,600	113,400	
	総務費	派遣費	200,000	22,360	177,640	会場下見、全国高文連大会の交通費補助
		諸経費	3,000	10,853	△ 7,853	各種手数料、慶弔費
総務費計		203,000	33,213	169,787		
運営費計			361,000	77,813	283,187	
活動費	大会開催費	コンテスト	1,800,000	1,608,713	191,287	音響費、会場費、審査員費、郵送費、文具
		全国コンテスト	50,000	50,432	△ 432	全国大会分担金
		コンクール	700,000	408,315	291,685	音響費、会場費、審査員費、郵送費
	大会開催費計		2,550,000	2,067,460	482,540	
活動費計			2,550,000	2,067,460	482,540	
予備費			120,220	0	120,220	
総計			3,031,220	2,145,273	885,947	

3. 来年度繰越金

収入総額 2,878,219      支出総額 2,145,273      来年度繰越金 732,946

上記のとおり会計報告します。

平成30年3月22日

神奈川県高等学校軽音楽連盟

会長 井坂 秀一

会計 木下 晃介

会計 垣内 達行



印



神奈川県高等学校軽音楽連盟

平成 29 年度 会計監査報告書

平成 29 年度神奈川県高等学校軽音楽連盟の会計執行状況を監査した結果、次のとおりであったので報告します。

帳票類、関係書類ならびに出納経理は適正に行われていた。

平成 30 年 3 月 15 日

会計監査 今田 典男 印(舎)

会計監査 田岡 令子 (庸)

# 平成30年度神奈川県高等学校軽音楽連盟役員

会	長	井坂秀一	県立柏陽高等学校長		
委	員	長	橋秀樹 県立弥栄高等学校		
副	委	員	長	三木芳裕 県立弥栄高等学校	
			八木亨 県立向の岡工業高等学校(全)		
事	務	局	長	加藤慧 県立希望ヶ丘高等学校(全)	
副	事	務	局	長	前角陽子 県立伊勢原高等学校(全)
常	任	委	員	齋藤紀雄 相模女子大学高等部	
				富永淳 県立港北高等学校	
				北村尚司 青山学院横浜英和高等学校	
				小松久子 県立厚木高等学校	
				佐藤宏拓穂 私立柏木学園高等学校	
				遠藤一夫 私立白鵬女子高等学校	
				古谷野尋 県立希望ヶ丘高等学校(全)	
				小林大起 県立多摩高等学校	
				三宅勇輝 県立川崎工科高等学校	
				堀籠琢良 県立市ヶ尾高等学校	
				夕田哲也 県立上鶴間高等学校	
				上野貴裕 県立相模原高等学校	
会	計	垣内達行	県立相模原総合高等学校		
		木下晃介	県立平塚中等教育学校		
監	事	田岡令子	日本女子大学附属高等学校		
		今田典男	相模女子大学高等部		
相	談	役	赤羽三枝 第6代会長		

平成30年度 神奈川県高等学校軽音楽連盟予算（案）

1. 収入の部

項目	予算額	昨年度決算額	差額	備考
前年度繰越金	732,946	732,946	0	
加盟金	1,000,000	940,000	60,000	10,000円×100校
軽音楽コンテスト参加費	1,100,000	1,055,000	45,000	5,000円×220組
軽音楽コンクール参加費	320,000	302,000	18,000	2,000円×160組
雑収入	11	11	0	預金利息等
計	3,152,957	3,029,957	123,000	

2. 支出の部

項	目	節	予算額	昨年度決算額	差額	備考
運営費	事務局経費	備品費	100,000	5,495	94,505	事務局PC周辺環境等
		消耗品費	20,000	5,362	14,638	プリンタインク等
		事務連絡費	3,100	3,017	83	郵送費等
		情報公開費	35,000	30,726	4,274	公式webサーバー利用料等
	事務局経費計		158,100	44,600	113,500	
	総務費	派遣費	200,000	22,360	177,640	会場下見、全国高文連大会の交通費補助等
		諸経費	11,000	10,853	147	各種手数料
	総務費計		211,000	33,213	177,787	
	運営費計		369,100	77,813	291,287	
	活動費	大会開催費	コンテスト	1,800,000	1,608,713	191,287
全国コンテスト			51,000	50,432	568	全国大会分担金
コンクール			700,000	408,315	291,685	音響費、会場費、審査員費、郵送費等
大会開催費計		2,551,000	2,067,460	483,540		
活動費計		2,551,000	2,067,460	483,540		
予備費		232,857	0	232,857		
総計		3,152,957	2,145,273	1,007,684		

平成30年4月1日

神奈川県高等学校軽音楽連盟会長 井坂 秀一

会計 垣内 達行

木下 晃介

# 神奈川県高等学校軽音楽連盟規約

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は神奈川県高等学校軽音楽連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局は会長・委員長・事務局長いずれかの在任校に置く。

## 第2章 目的

第3条 本連盟は県内高等学校における軽音楽関係部活動の相互交流の促進と、健全なる部活動の発達を図ることを目的とする。

## 第3章 事業

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために、以下のような事業の立案・実施をめざす。

1. 講習会・研修会等の実施
2. 県レベルのコンクール・発表会の実施
3. 他県の関係団体との連絡と提携
4. 神奈川県高等学校文化連盟の主催する行事への参加
5. その他本連盟の目的達成に必要な事項

## 第4章 組織

第5条 本連盟は神奈川県所在の高等学校（以下加盟校と称する）をもって組織する。

## 第5章 役員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名		
委員長	1名	副委員長	1名
事務局長	1名	副事務局長	1名
会計	2名	監事	若干名
常任委員	10名程度	相談役	必要に応じて

第7条 会長は、神奈川県高等学校文化連盟軽音楽専門部会長が兼任する。

会長は本連盟を代表する。

第8条 委員長・副委員長・事務局長・副事務局長・会計・常任委員は役員会で選出し、会長が委嘱する。

- (1) 委員長は本連盟を代表し会務を総理する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは会務を代行する。
- (3) 事務局長は本連盟の会務を統括する。
- (4) 副事務局長は、事務局長を補佐するとともに、文書管理の主任となる。
- (5) 会計は、本連盟の会計事務を行う。
- (6) 常任委員は、役員会に出席し、本連盟の企画・運営・庶務等を行う。

第9条 監事は加盟校の部顧問より選出し、事業並びに会計を監査する。

第10条 相談役は役員会の推薦により会長が委嘱する。相談役は本会の運営に関与し、会長の諮問に応じる。

第11条 役員任期は1年間とする。但し再任を妨げない。補充された役員任期は前任者の残存期間とする。

## 第6章 会 議

第12条 本連盟に次の会議を置く。

- (1) 顧問総会
- (2) 役員会

第13条 顧問総会は年1回の定期総会とその他臨時総会として、会長はこれを招集する。定期総会は次の事項について審議決定する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画
- (3) 役員委嘱
- (4) 本連盟及び本連盟が主催する行事等の運営の基本方針
- (5) 連盟規約に関する事項
- (6) その他重要事項

第14条 役員会は必要に応じて委員長が召集し、顧問総会により委託された事項を審議し実施する。

第15条 各会議は加盟校の2分の1以上の出席をもって成立する（委任状は出席とみなす）。議案は実出席者の過半数の賛否によって決定する。

## 第7章 会 計

第16条 本連盟の会計は次のように定める。

- (1) 本連盟の経費は、加盟校の納入する年間登録費、本連盟主催行事への参加料、およびその他の収入を持って充てる。
- (2) 本連盟の収支予算は、役員会・顧問総会により定め、収支決算は会計年度終了後、監査を受け、本連盟の承認を受ける。
- (3) 本連盟の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- (4) 予算の執行に関する手続きは別に定める

## 第8章 補 則

第17条 本規約の改正には顧問総会の議決を必要とする。

第18条 本連盟の運営に必要な細則は役員会が別に定める。

付 則 本規約は平成13年1月17日より施行する。

平成14年5月22日一部改訂。

平成22年5月19日一部改訂。

平成29年5月17日一部改訂。